

シンボルマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)に基づき策定した、休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを示すシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(使用者・使用目的)

第2条 一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」という。)、資金分配団体及び実行団体は、次に掲げる事項に該当する場合に、シンボルマークを使用するものとする。

- 一 休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを表示する場合
- 二 休眠預金等交付金に係る資金の活用に係る制度の啓発活動及び広報活動を行う場合

2 JANPIAは、前項に該当する場合のほか、シンボルマークの趣旨に反しない範囲で、その使用を認めることができる。

(使用方法)

第3条 シンボルマークは、JANPIAのホームページからダウンロードして使用するか、または、JANPIAが作成したシンボルマークシール等を利用するものとする。

(使用制限等)

第4条 シンボルマークの使用制限及び使用上の注意事項等については、別に作成する「シンボルマーク利用の手引き」に定めるものとする。

(使用の中止等)

第5条 シンボルマークの使用に関し、前第2条ないし第4条に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、JANPIAはその使用を差し止めることができる。

(使用料)

第6条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークに関わる権利)

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、JANPIAに帰属する。

(規程の改定)

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第1条 この規程は、2020年11月2日から施行する。(2020年11月2日理事会承認)